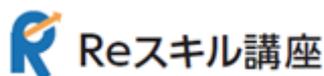


## 「リスキル講座(第四次産業革命スキル習得講座)認定制度」の 第14回申請受付を開始します

経済産業省は、IT・データ分野を中心とした専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定する「リスキル講座(第四次産業革命スキル習得講座)認定制度」の第14回申請受付を4月1日から開始します。  
また、第14回申請から、IT分野における認定対象講座のレベル拡充を行います。

### 1. 趣旨

「リスキル講座(第四次産業革命スキル習得講座)認定制度」は、IT・データを中心とした将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、社会人が高度な専門性を身に付けてキャリアアップを図る、専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定する制度です。



Connected Industries 人材～未来へつなぐ  
第四次産業革命スキル習得講座(Re スキル講座)

経済産業省は、2024年10月に本制度の認定適用を希望する講座の申請受付を、4月1日から開始します。

### 2. 認定対象

下記の分野における社会人向けの講座が対象になります。

**認定対象分野 ※基礎・初級のITスキルは除く**

<IT分野>

- デジタルトランスフォーメーション推進(ビジネスアーキテクト・デザイナー・データサイエンティスト・ソフトウェアエンジニア・サイバーセキュリティ)

### ＜IT 利活用分野＞

- 自動車モデルベース開発
- 自動運転
- 生産システムデジタル設計

また、本制度により認定する教育訓練講座は、主に下記の要件を満たすものとしていきます。認定要件の詳細については、[関連資料](#)の「実施要項」等をご参照ください。

### 講座の要件

- 対象とする職業の種類、身に付けることができる能力を公開していること
- 必要な実務知識、技術、技能を習得できること
- 実習、実技、演習又は発表などが含まれる実践的な講座がカリキュラムの半分以上を占めていること
- 審査、試験等により訓練の成果を評価していること
- eラーニング等の社会人が受けやすい工夫をしていること
- 事後評価の仕組みを構築していること 等

### 実施機関の要件

- 講座の開講実績や財務状況等を踏まえ継続的・安定的に遂行できること
- 組織体制や設備、講師等を有していること
- 欠格要件等に該当しないこと 等

### 3. [厚生労働省「教育訓練給付制度」との連携](#)

経済産業大臣が認定した教育訓練講座のうち、厚生労働省が定める一定の要件を満たし、厚生労働大臣が指定した講座は、「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）」の対象となります。

「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）」の講座指定については、厚生労働省への申請手続が必要となりますが、1度の申請による両制度（第四次産業革命スキル習得講座認定制度、教育訓練給付制度（専門実践教育訓練））の同時申請が可能です。詳細は、以下の厚生労働省 HP をご参照ください。

### [専門実践教育訓練講座の申請手続について（厚生労働省 HP）](#)

### 4. [第 14 回申請の主な変更点](#)

(1)IT 分野における認定対象講座のレベル拡充

2024 年 4 月申請より、IT 分野の認定対象講座のレベルを拡充することとしました。

今回の拡充の概要・背景や技術審査における留意点等を説明した動画を配信しておりますので、申請をご検討されている事業者の皆様は、ご確認いただきますようお願いいたします。

### [説明資料・動画掲載ページ](#)

#### (2)IT 分野における分野統合

2024 年 4 月申請より、IT 分野の「新技術・システム(クラウド・IoT・AI・データサイエンス)」と「高度技術(セキュリティ・ネットワーク)」を、「デジタルトランスフォーメーション推進」に統合しました。上記の動画でも説明しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

#### (3)申請様式等の差し替え

上記(1)(2)の変更に伴い、申請様式等の差し替えを行いました。「[6. 申請様式等](#)」をご参照ください。

### 5. 申請方法等について

認定申請を下記のとおり受け付けます。

#### 申請受付期間

2024 年 4 月 1 日(月曜日)から 5 月 2 日(木曜日)

※締切日の 23 時 59 分 59 秒までに到着が確認できたものを受け付けます。余裕をもって申請いただきますようお願いいたします。

#### 申請方法

以下の①～⑤の書類をメールで[下記宛先](#)に提出してください。

- ① 申請書・様式第 1 号～第 7 号
- ② 提出物一覧・チェックリスト
- ③ 教材(電子データ)
- ④ 演習の実施内容等が分かる資料等
- ⑤ その他の添付書類(詳細は提出物一覧・チェックリストを参照)

※①の書類については、該当の Excel ファイルをメールに添付して提出してください。メールの件名(題名)を必ず「(提出)第四次産業革命スキル習得講座認定制度 申請書類」としてください。メールの本文には、対象4分野のいずれに該当するか及び②～⑤の書類の合計データ容量を明記してください。なお、送信メールの容量は必ず 10MB 以内になしてください。

### <対象4分野>

- デジタルトランスフォーメーション推進
- 自動車モデルベース開発
- 自動運転
- 生産システムデジタル設計

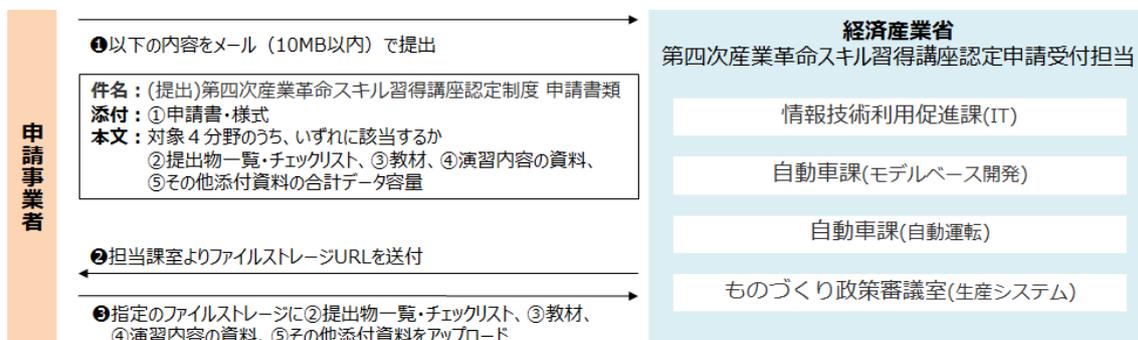
### <メールの記載例>

件名:(提出)第四次産業革命スキル習得講座認定制度 申請書類

本文:(対象分野)〇〇〇

(教材等の合計データ容量)〇〇MB

※①の書類を提出いただいた後、担当課室よりファイルストレージのアップロード URL を送付しますので、②～⑤の書類については、その URL にアップロードしてください。その際、②の「提出物一覧・チェックリスト」の各項目単位でフォルダを分けた上で、Zip ファイル形式でアップロードいただくなど、各項目と提出物の対応関係が分かる形でご提出をお願いいたします。なお、「教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)」の講座指定申請も併せて行う場合は、同制度の提出書類である法人登記事項証明書等についても併せてアップロードしてください(詳細は②の書類を参照)。



### 申請書類の提出先

第四次産業革命スキル習得講座認定申請受付担当 宛

E-Mail(経済産業省): [bzl-reskill-shinsei-uketsuke@meti.go.jp](mailto:bzl-reskill-shinsei-uketsuke@meti.go.jp)

E-Mail(厚生労働省): [kyouikukunren@mhlw.go.jp](mailto:kyouikukunren@mhlw.go.jp)

※厚生労働省「教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)」の講座指定申請を併せて行う場合は、宛先に厚生労働省のメールアドレスを必ず含めてください。

## 各対象分野の講座申請等に関するお問合せ先

### **IT 分野に関連する分野の講座**

担当者: 商務情報政策局情報技術利用促進課 竹下、小中出

E-Mail: [bzl-joshin@meti.go.jp](mailto:bzl-joshin@meti.go.jp)

電話: 03-3501-1511(内線 3971~3976)

### **IT 利活用分野に関連する分野の講座**

#### <自動車モデルベース開発分野の講座>

担当者: 製造産業局自動車課 村上、小林

E-Mail: [murakami-takuma@meti.go.jp](mailto:murakami-takuma@meti.go.jp)

[kobayashi-katsuhiko@meti.go.jp](mailto:kobayashi-katsuhiko@meti.go.jp)

電話: 03-3501-1511(内線 3831)

#### <自動運転分野の講座>

担当者: 製造産業局自動車課 秋元

E-Mail: [exl-itshann@meti.go.jp](mailto:exl-itshann@meti.go.jp)

電話: 03-3501-1511(内線 3831)

#### <生産システムデジタル設計分野の講座>

担当者: 製造産業局ものづくり政策審議室 松高、木下、大池

E-Mail: [matsutaka-daiki@meti.go.jp](mailto:matsutaka-daiki@meti.go.jp)

[kinoshita-satoshi@meti.go.jp](mailto:kinoshita-satoshi@meti.go.jp)

[oike-rina@meti.go.jp](mailto:oike-rina@meti.go.jp)

電話: 03-3501-1511(内線 3648)

## 「教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)」に関するお問合せ先

厚生労働省人材開発統括官若年者キャリア形成支援担当参事官室

E-Mail: [kyouikukunren@mhlw.go.jp](mailto:kyouikukunren@mhlw.go.jp)

電話: 03-5253-1111(内線 5398,5390)

## 6. 申請様式等

### **(1)IT 分野**

[申請書・様式第1号～第7号\(新規申請1～5件\)](#)

[申請書・様式第1号～第7号\(新規申請1～10件\)](#)

[申請書・様式第1号～第7号\(再認定申請1～5件\)](#)

[申請書・様式第1号～第7号\(再認定申請1～10件\)](#)

[提出物一覧・チェックリスト](#)

[記載例\(新規申請\)](#)

[記載例\(再認定申請\)](#)

### **(2)IT 利活用分野**

[申請書・様式第1号～第7号\(新規申請1～5件\)](#)

[申請書・様式第1号～第7号\(再認定申請1～5件\)](#)

[提出物一覧・チェックリスト](#)

[記載例\(新規申請\)](#)

[記載例\(再認定申請\)](#)

## 関連リンク

[リススキル講座\(第四次産業革命スキル習得講座\)認定制度について  
デジタルスキル標準](#)

## 関連資料

[リススキル講座\(第四次産業革命スキル習得講座\)の認定に関する規程\(経済産業省  
告示第182号\)](#)

[リススキル講座\(第四次産業革命スキル習得講座\)認定制度に関する実施要項](#)

[FAQ・留意事項](#)

(本件のお問合せ先)

経済産業政策局 産業人材課長 島津

担当者: 林、青山、源

電話: 03-3501-1511(内線 2671～4)

メール: bzl-reskillprograms-jinzai★meti.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください。